

第5次ぎょうだ男女共同参画プラン

【素案】

市長あいさつ

目次

1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の位置づけ	2
2章	計画の背景と行田市を取り巻く社会状況	3
1	国・埼玉県・行田市における男女共同参画をめぐる動き	3
2	行田市の状況	5
3章	計画の基本的な考え方	16
1	基本理念	16
2	基本目標	17
3	施策の体系	19
4	重点施策と関連指標及び総合的な評価指標	20
5	計画の進捗管理について	21
4章	施策	22
	基本目標1：男女共同参画の啓発と環境整備	22
	基本目標2：女性活躍・仕事と生活の調和	27
	基本目標3：生涯にわたる健康で安心な暮らしの実現	29
	基本目標4：人権の尊重とDVの根絶	33
参考資料		36
1	法律	36
2	第5次ぎょうだ男女共同参画プラン策定経緯	55
3	用語解説	60
4	諮問・答申	64

1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

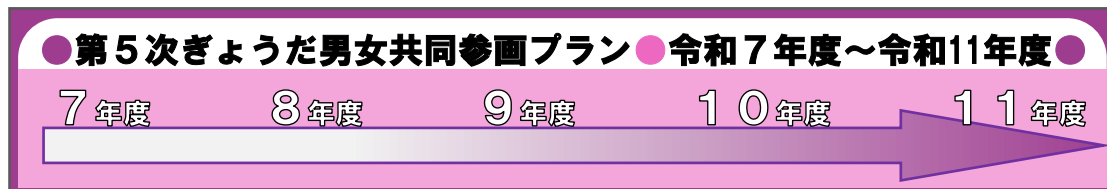
我が国では平成 11 年に「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号。以下「法」という。）」が施行され、男女共同参画社会の実現は、21 世紀の日本の社会を決定する最重要課題と位置付けられました。法では、国及び都道府県に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画の策定を義務づけるとともに、市町村においてもその実状に即した計画の策定が求められています。

現在、国において令和 2 年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」が、また埼玉県においても令和 4 年 3 月に「埼玉県男女共同参画基本計画（令和 4 年度～令和 8 年度）」が策定されています。

本市では、平成 7 年にはすでに「ぎょうだ女性プラン」を策定しており、法が施行された後も順次見直しを重ねながら、令和 5 年に「第 4 次ぎょうだ男女共同参画プラン」を策定しましたが、令和 6 年 4 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、市町村基本計画を策定することが努力義務として定められたこと等を踏まえ、より現状を反映した実践的な行動計画として「第 5 次ぎょうだ男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 計画の期間

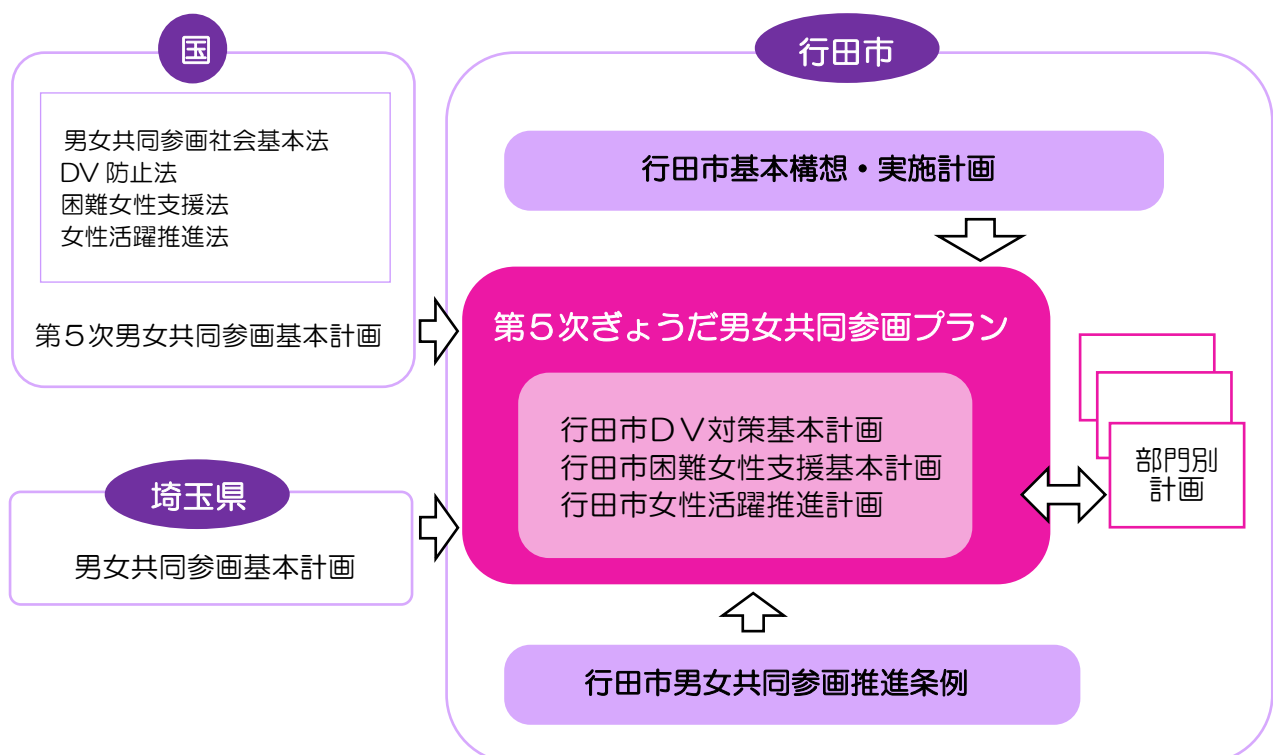
計画の期間は、令和 7 年度（2025 年度）～令和 11 年度（2029 年度）の 5 年間とします。
なお、社会情勢の変化や国や県の施策の状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。



3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、法第14条第3項に基づく男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- (2) 本計画は、次の法律に基づく計画として位置づけます。
- ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（行田市DV対策基本計画）
- イ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）第8条第3項に規定する困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（行田市困難女性支援基本計画）
- ウ 女性の職業生活における活躍の促進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（行田市女性活躍推進計画）
- (3) 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、「行田市基本構想」、「行田市実施計画（3か年事業集）」や関連する個別計画との連携を図っています。
- (4) 本計画は、行田市男女共同参画推進条例第9条第1項に規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画です。

◆計画の位置づけ



2章 計画の背景と行田市を取り巻く社会状況

1 国・埼玉県・行田市における男女共同参画をめぐる動き

年	国	埼玉県	行田市
1979 (S54)	・「国内行動計画前期重点目標」策定		
1980 (S55)	・「女子差別撤廃条約」署名	・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定	
1981 (S56)	・「国内行動計画後期重点目標」策定		
1985 (S60)	・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」公布		
1986 (S61)		・「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
1995 (H7)			・「ぎょうだ女性プラン（第1次プラン）」策定
1999 (H11)	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行		
2000 (H12)	・「男女共同参画基本計画」策定	・彩の国国際フォーラム2000開催 ・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行	
2001 (H13)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行		・「ぎょうだ男女共同参画プラン（第2次プラン）」策定
2002 (H14)		・埼玉県男女共同参画推進センター（愛称:With You さいたま）開設	
2003 (H15)	・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行		
2005 (H17)	・「男女共同参画基本計画」（第2次）閣議決定		
2007 (H19)			・行田市男女共同参画推進センター（愛称：VIVAぎょうだ）開設 ・「行田市男女共同参画推進条例」制定 ・「行田市男女共同参画推進審議会」設置
2010 (H22)	・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2012 (H24)	・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定	・「第3次ぎょうだ男女共同参画プラン」策定
2015 (H27)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定		・「行田市女性活躍推進ネットワーク」設置
2016 (H28)			・「第3次ぎょうだ男女共同参画プラン」改訂
2018 (H30)	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行		
2020 (R2)	・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定		

年	国	埼玉県	行田市
2022 (R4)		・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」策定	
2023 (R5)			・「第4次ぎょうだ男女共同参画プラン」策定
2024 (R6)	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行		
2025 (R7)			・「第5次ぎょうだ男女共同参画プラン」策定

●[参考]第5次男女共同参画基本計画（令和5年12月26日一部変更閣議決定）

◆男女共同参画を推進する11の重点分野

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事の生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画に視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大における目標

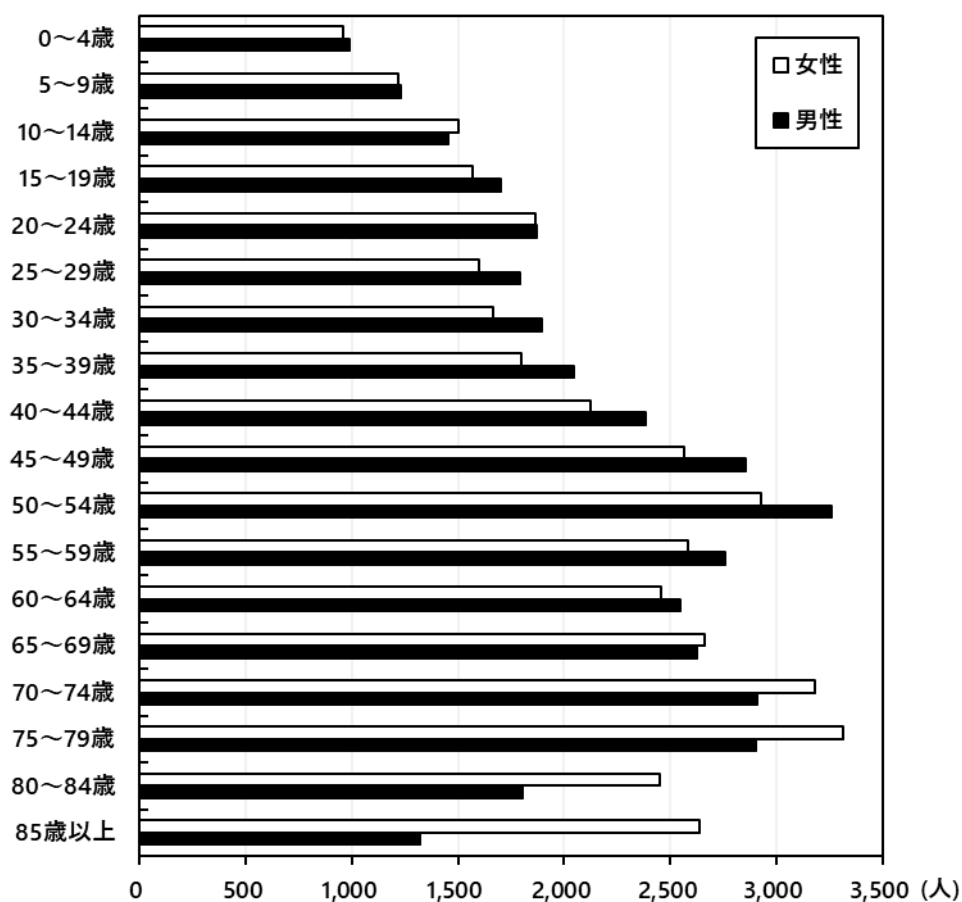
目標					
各項目に占める女性の割合	現状	目標(期限)	各項目に占める女性の割合	現状	目標(期限)
衆議院議員の候補者	17.8% (2017年)	35% (2025年)	参議院議員の候補者	28.1% (2019年)	35% (2025年)
成果目標（抜粋）					
各項目に占める女性の割合	現状	目標(期限)	各項目に占める女性の割合	現状	目標(期限)
検察官(検事)	25.4% (2020年3月31日)	30% (2025年度末)	国家公務員の本省課室長相当職	5.9% (2020年7月)	10% (2025年度末)
国家公務員採用試験からの採用者	36.8% (2020年4月1日)	35%以上 (毎年度)	都道府県職員の本庁課長相当職	12.2% (2020年)	16% (2025年度末)
国家公務員の地方機関課長・本省課長補佐担当職	12.3% (2020年7月)	17% (2025年度末)	民間企業の雇用者の課長相当職	11.4% (2019年)	18% (2025年)

2 行田市の状況

◆人口

本市の令和7年4月1日現在の人口は77,426人です。性別・年齢別人口をみると、65歳未満では男性が、65歳以上では女性が多く、特に85歳以降で女性比率が高くなっています（図表1）。

図表1 性別・年齢別人口



資料：行田市「住民基本台帳」（令和7年4月1日）

外国籍の市民は 2,361 人で、国籍はブラジル、フィリピン、ペルー、中国、韓国・朝鮮の順に多くなっています（図表 2）。

また、配偶関係をみると、男性の方が比較的に未婚の割合が高くなっており、男女ともに晩婚化・非婚化が進んでいます。30～34歳で5割、35～39歳で4割を超えている状況です（図表 3）。

図表 2 外国籍市民

	総数	ブラジル	フィリピン	ペルー	中国	韓国・朝鮮	その他
総 数	2,361	400	238	224	194	68	1,237
女 性	1,105	177	167	115	103	41	502
男 性	1,256	223	71	109	91	27	735

資料：行田市「住民基本台帳」（令和 7 年 4 月 1 日）

図表 3 配偶関係

	女性				男性			
	未婚	有配偶	離死別	不詳	未婚	有配偶	離死別	不詳
20～24歳	88.8%	8.4%	0.5%	2.2%	89.9%	5.4%	0.3%	4.5%
25～29歳	64.7%	29.9%	2.1%	3.3%	72.2%	21.3%	0.8%	5.7%
30～34歳	39.3%	52.3%	6.2%	2.2%	50.8%	42.0%	2.0%	5.2%
35～39歳	26.2%	65.1%	6.6%	2.1%	41.8%	50.9%	3.4%	4.0%
40～44歳	21.0%	68.3%	9.4%	1.4%	34.4%	57.6%	4.0%	4.0%
45～49歳	16.5%	69.6%	11.8%	2.1%	31.1%	59.3%	6.2%	3.5%
50～54歳	13.6%	71.9%	12.7%	1.7%	26.3%	61.4%	8.0%	4.3%
55～59歳	10.1%	74.5%	13.6%	1.8%	19.7%	68.6%	9.1%	2.7%
60～64歳	5.6%	78.8%	14.5%	1.0%	17.3%	72.4%	7.8%	2.5%
65～69歳	4.1%	76.0%	18.5%	1.4%	11.4%	77.1%	9.1%	2.3%
70～74歳	2.7%	69.1%	26.7%	1.5%	7.4%	80.9%	10.0%	1.7%
75～79歳	3.0%	53.0%	41.2%	2.9%	4.0%	83.3%	10.8%	1.8%
80～84歳	2.8%	40.3%	52.8%	4.1%	1.2%	82.4%	15.2%	1.2%
85歳以上	2.6%	18.5%	75.1%	3.8%	0.9%	64.0%	32.5%	2.6%

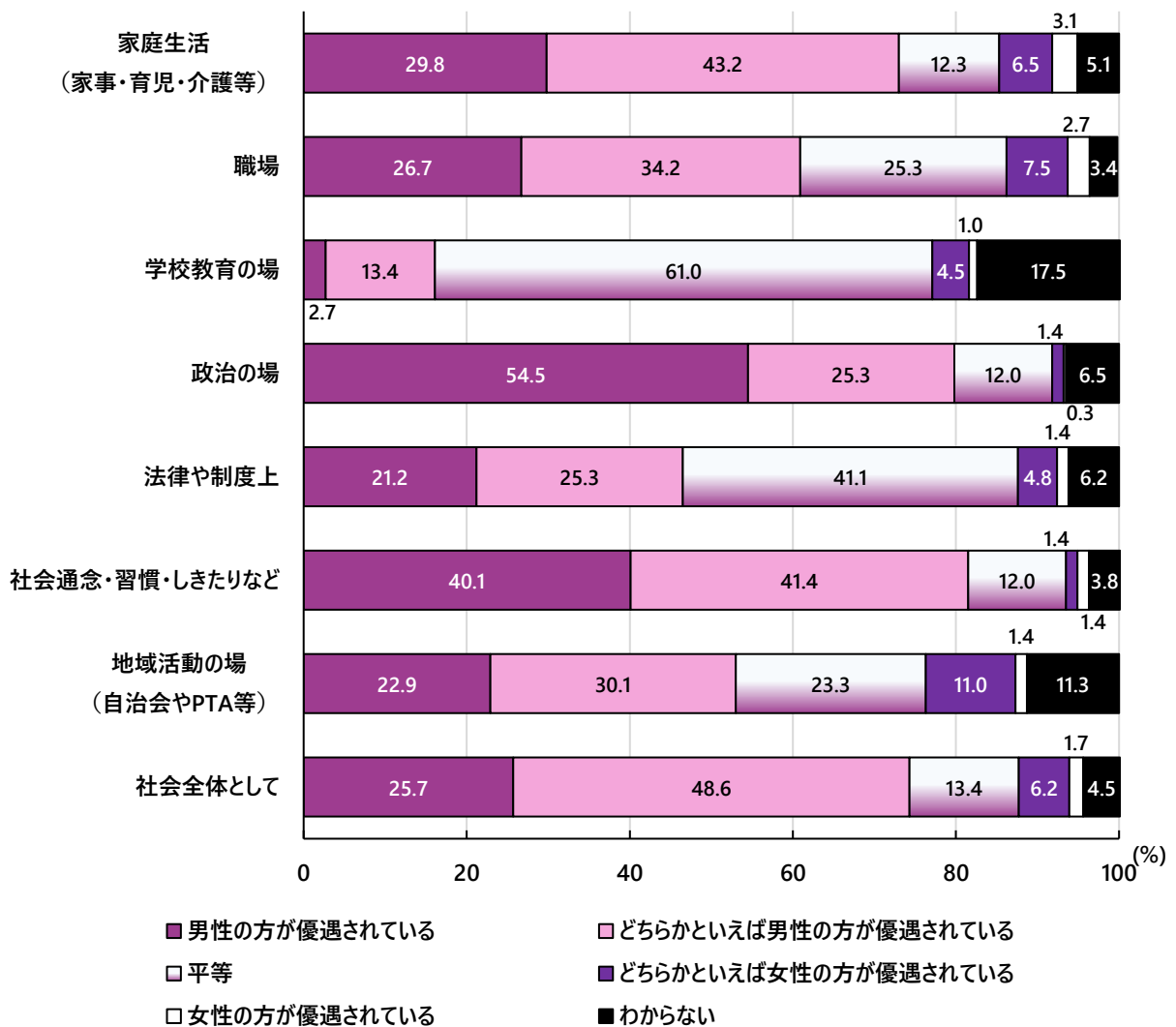
資料：総務省「令和 2 年国勢調査」

注：小数点第 2 位を四捨五入するため、合計が100.0%にならないことがあります。

◆男女の地位の平等感

男女の地位の平等感について、社会全体として「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた割合は74.3%です。また、家庭生活、政治の場、社会通念・習慣・しきたりなどで男性優遇と考える人の割合が比較的高くなっています（図表4）。

図表4 社会における男女の地位の平等感



資料：行田市「男女共同参画に関するアンケート」

「男性優遇」と考える市民の割合は、男性よりも女性の方が全般的に高くなっています。年齢別では、60 歳代以上で「男性優遇」と答えた割合が他の年代と比べてやや高い傾向が見られます（図表5）。

また、行田市役所における女性の登用状況は、審議会等で 31.9%、市職員の管理職（主幹級以上）で 13.6%です（図表6）。

図表 5 男性優遇（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）と考える市民の割合

	育児・家庭生活（家事・介護等）	職場	学校教育の場	政治の場	法律や制度上	社会通念・習慣・しきたりなど	地域活動の場（自治会やPTA等）	社会全体として
全体	73.0%	60.9%	16.1%	79.8%	46.5%	81.5%	53.0%	74.3%
女性	80.6%	66.9%	17.5%	90.0%	58.1%	88.1%	63.1%	83.8%
男性	63.0%	53.5%	14.2%	67.7%	31.5%	73.2%	39.4%	62.2%
18～29 歳	57.6%	57.6%	12.1%	87.9%	42.4%	78.8%	48.5%	60.6%
30～39 歳	64.0%	56.0%	10.0%	78.0%	36.0%	68.0%	48.0%	74.0%
40～49 歳	74.1%	53.4%	19.0%	79.3%	46.6%	79.3%	63.8%	72.4%
50～59 歳	77.3%	61.4%	15.9%	77.3%	52.3%	85.2%	55.7%	73.9%
60～69 歳	83.8%	62.2%	24.3%	78.4%	62.2%	89.2%	56.8%	86.5%
70 歳以上	78.3%	87.0%	17.4%	87.0%	34.8%	95.7%	34.8%	82.6%

資料：行田市「男女共同参画に関するアンケート」

注：7 割以上は網掛け、5 割以上は太字で表記

図表 6 行田市役所 審議会等への女性の登用状況

	総数	女性	比率
審議会等	589	188	31.9%
行政委員会	30	4	13.3%
市職員の管理職 （主幹級以上）	162	22	13.6%

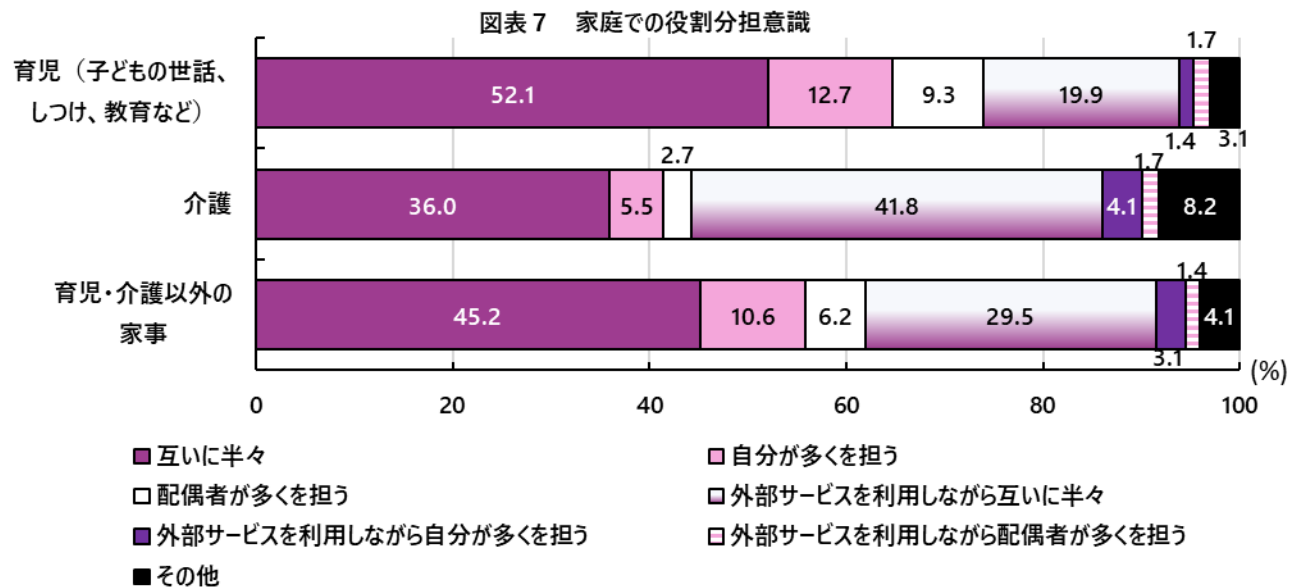
（令和 6 年 4 月 1 日現況）

◆家庭での役割分担意識・地域活動における男女共同参画

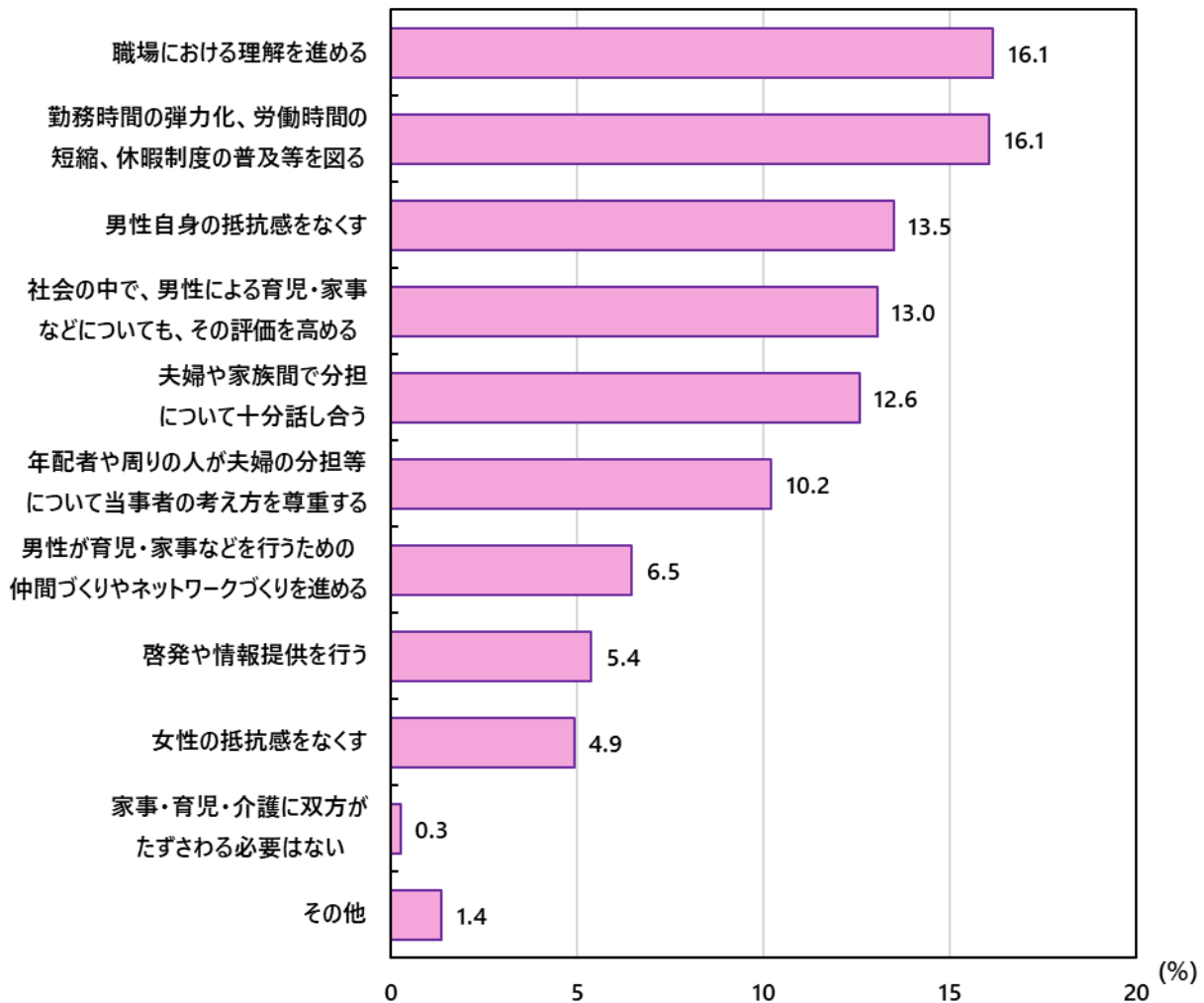
家庭での役割分担意識では、育児・介護・家事のすべての項目で「夫婦で互いに半々を担う」「外部サービスを利用しながら互いに半々を担う」と回答した割合の合計が7割を超えています（図表7）。

男性が家事・育児・介護・地域活動に積極的にたずさわるために必要なことについては、「職場における理解を進める」、次いで「勤務時間の弾力化、労働時間の短縮、休暇制度の普及等を図る」が高い割合となっています（図表8）。

また、女性が地域リーダーになるために最も必要なことは、「女性自身の抵抗感をなくすこと」「女性が一定の割合でなるような取組を進めること」「男性の抵抗感をなくすこと」の割合も高くなっています（図表9）。

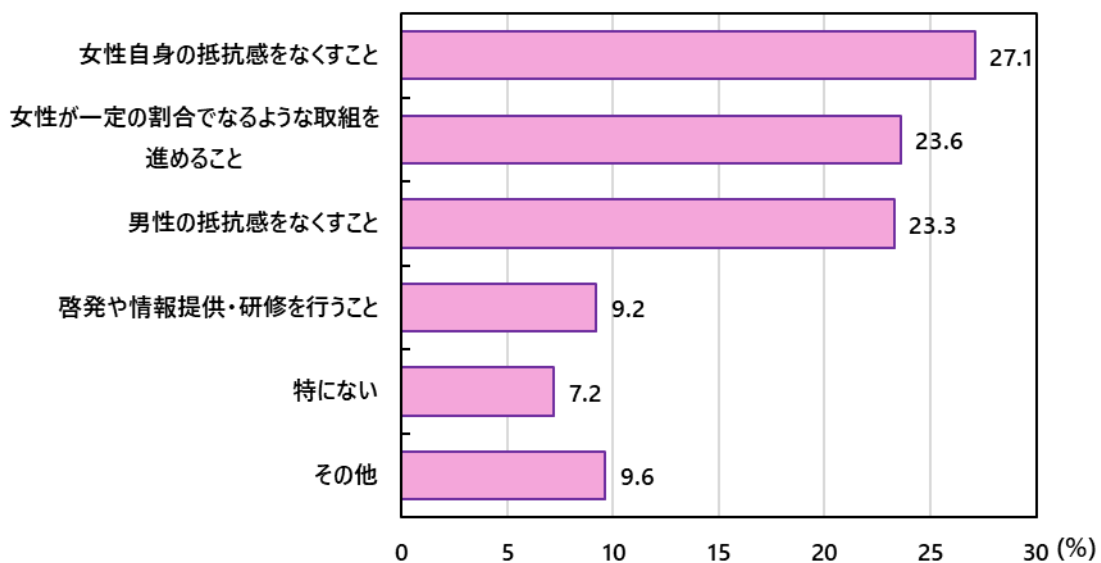


図表 8 男性が家事・育児・介護・地域活動に積極的にたずさわるために必要なこと



資料：行田市「男女共同参画に関するアンケート」

図表 9 女性が地域リーダーになるために最も必要なこと

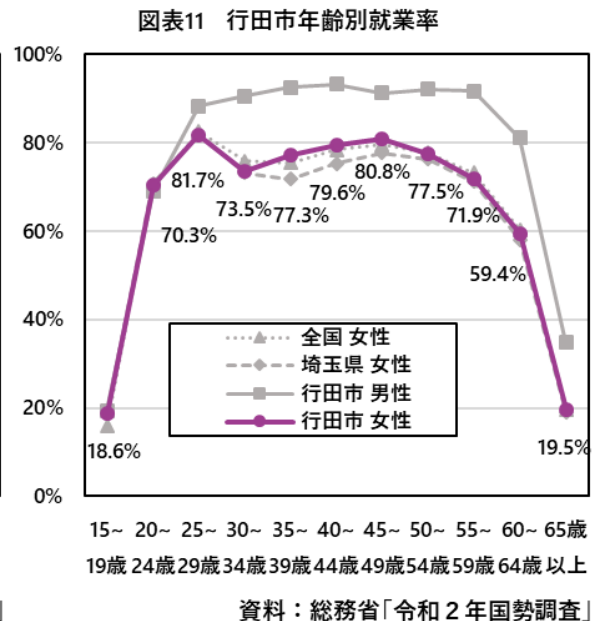
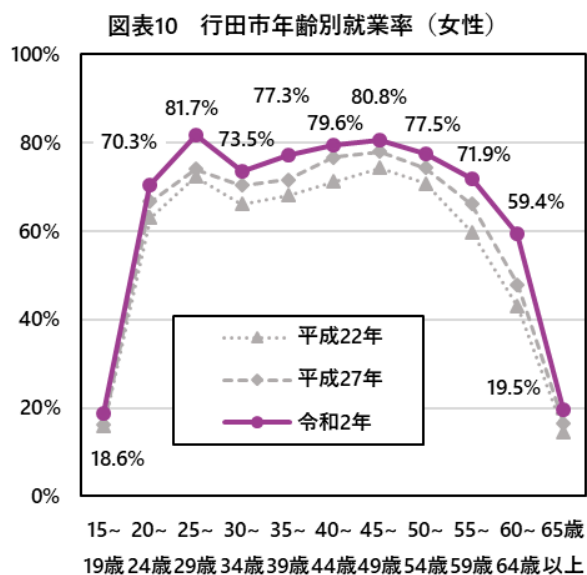


資料：行田市「男女共同参画に関するアンケート」

◆就業状況

女性の就業率は結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する傾向があります（M字カーブ）。M字曲線の低下した部分である 30～34 歳の就業率は平成 27 年（70.4%）から令和 2 年（73.5%）でやや上昇しています（図表 10）。全国・埼玉県と比較すると、本市は 30 歳代後半から 40 歳代にかけて女性の就業率が上回っています（図表 11）。

本市の就業状況をみると、男性は「主に仕事」が高い割合を占めています。一方で、女性は「家事のほか仕事等」「就業していない」と比較して「主に仕事」がやや高い割合となっているものの、それらの割合は年齢層によってばらつきが見られます（図表 13）。職業別就業者数では、「事務従事者」、「サービス職業従事者」の人数が男性より女性の方が多く、女性比率も 5 割を超えている状況にありますが、「保安職業従事者」、「輸送・機械運転従事者」、「建設・採掘従事者」については女性比率が 10%に満たない状況です（図表 14）。



図表12 行田市の年齢別就業率（有配偶者の女性）

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
就業率	50.0%	51.7%	65.3%	63.3%	73.5%	78.3%	79.0%	77.1%	70.7%	58.0%	23.7%

資料：総務省「令和2年国勢調査」

図表13 行田市の就業状況

	女性				男性			
	主に仕事	家事のほか仕事等*1	就業していない	不詳	主に仕事	家事のほか仕事等*1	就業していない	不詳
15～19歳	6.1%	12.0%	74.0%	7.8%	7.6%	11.7%	74.0%	6.7%
20～24歳	51.0%	18.2%	23.5%	7.3%	51.0%	17.4%	22.5%	9.1%
25～29歳	64.6%	12.7%	12.9%	9.8%	76.6%	9.3%	3.9%	10.2%
30～34歳	53.7%	17.2%	20.9%	8.2%	81.1%	5.9%	3.8%	9.1%
35～39歳	50.6%	21.6%	18.4%	9.3%	82.1%	5.0%	3.1%	9.9%
40～44歳	52.2%	24.5%	16.5%	6.8%	83.6%	5.2%	2.2%	9.0%
45～49歳	52.4%	25.3%	16.0%	6.2%	83.3%	5.4%	4.2%	7.1%
50～54歳	47.9%	27.7%	18.9%	5.5%	83.4%	5.4%	3.8%	7.4%
55～59歳	46.1%	24.8%	25.3%	3.7%	84.8%	5.5%	4.6%	5.0%
60～64歳	33.4%	25.9%	38.0%	2.8%	74.0%	7.9%	13.8%	4.3%
65歳以上	8.0%	10.7%	76.3%	4.9%	27.2%	7.4%	60.6%	4.8%

*1家事のほか仕事、通学のかたわら仕事等

資料：総務省「令和2年国勢調査」

図表14 行田市における職業別就業者数

	女性	男性	女性比率
管理的職業従事者	99	550	15.3%
専門的・技術的職業従事者	2,592	2,609	49.8%
事務従事者	4,239	3,055	58.1%
販売従事者	1,932	2,030	48.8%
サービス職業従事者	2,977	1,249	70.4%
保安職業従事者	41	535	7.1%
農林漁業従事者	334	621	35.0%
生産工程従事者	2,065	4,935	29.5%
輸送・機械運転従事者	52	1,548	3.3%
建設・採掘従事者	42	1,591	2.6%
運搬・清掃・包装等従事者	1,919	2,017	48.8%
分類不能の職業	472	613	43.5%

資料：総務省「令和2年国勢調査」

◆世帯構成

子どもがいる核家族世帯は、全世帯の約3割となっています（図表 15）。

高齢者がいる世帯は、全体の約半数となっています。また、高齢単身世帯は男性よりも女性の単身世帯の方が高い比率となっています（図表 16）。

図表15 子ども^{*1}がいる核家族世帯

	子どもがいる 核家族世帯	夫婦世帯数	ひとり親 世帯数	うち母子世帯	うち父子世帯
世帯数	10,263	9,331	466	404	62
世帯比 ^{*2}	32.3%	29.3%	1.5%	1.3%	0.2%

*1 未婚の20歳未満

*2 一般世帯数（31,821世帯）に占める割合

一般世帯とは、住居と生計を共にする者の集まり、または一戸を構える単身者のこと

資料：総務省「令和2年国勢調査」

図表16 高齢者の世帯

	65歳以上の 人がいる 一般世帯数	うち高齢 夫婦 世帯数 ^{*2}	うち高齢 単身 世帯数 ^{*3}	うち女性	うち男性	その他
世帯数	15,850	4,123	3,796	2,364	1,432	7,931
世帯比 ^{*1}	49.8%	13.0%	11.9%	7.4%	4.5%	24.9%

*1 一般世帯数（31,821世帯）に占める割合

*2 夫婦ともに65歳以上の一般世帯

*3 65歳以上で1人のみの一般世帯

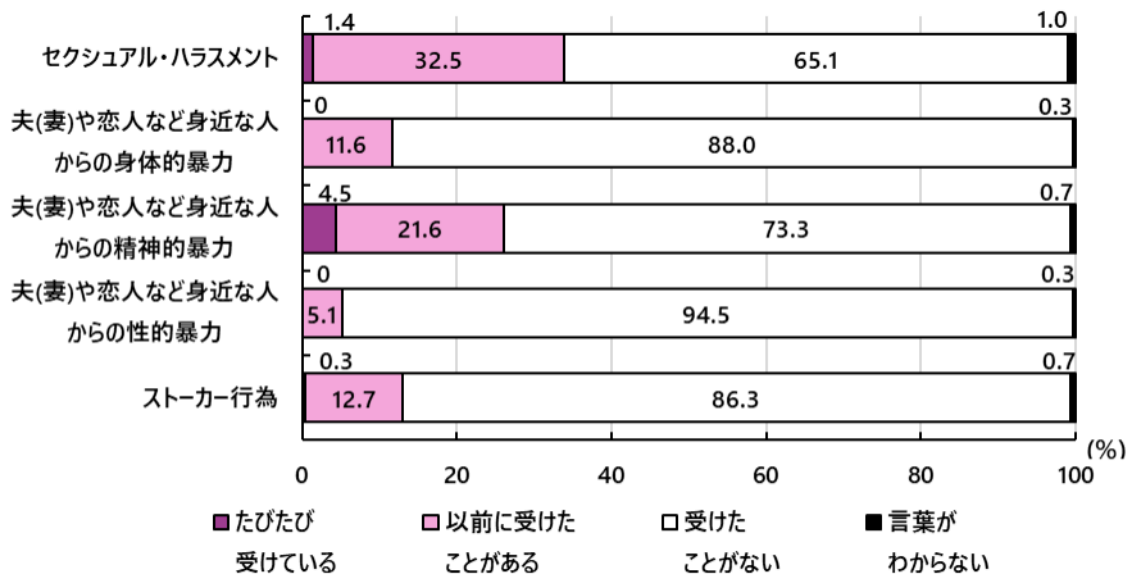
資料：総務省「令和2年国勢調査」

◆配偶者等からの暴力

暴力を受けた経験について、「たびたび受けている」「以前に受けたことがある」をあわせた割合で見ると、セクシュアル・ハラスメントが33.9%、夫（妻）や恋人など身近な人からの身体的暴力が11.6%、夫（妻）や恋人など身近な人からの精神的暴力が26.1%、夫（妻）や恋人など身近な人からの性的暴力が5.1%、ストーカー行為が13.0%となっています（図表17）。

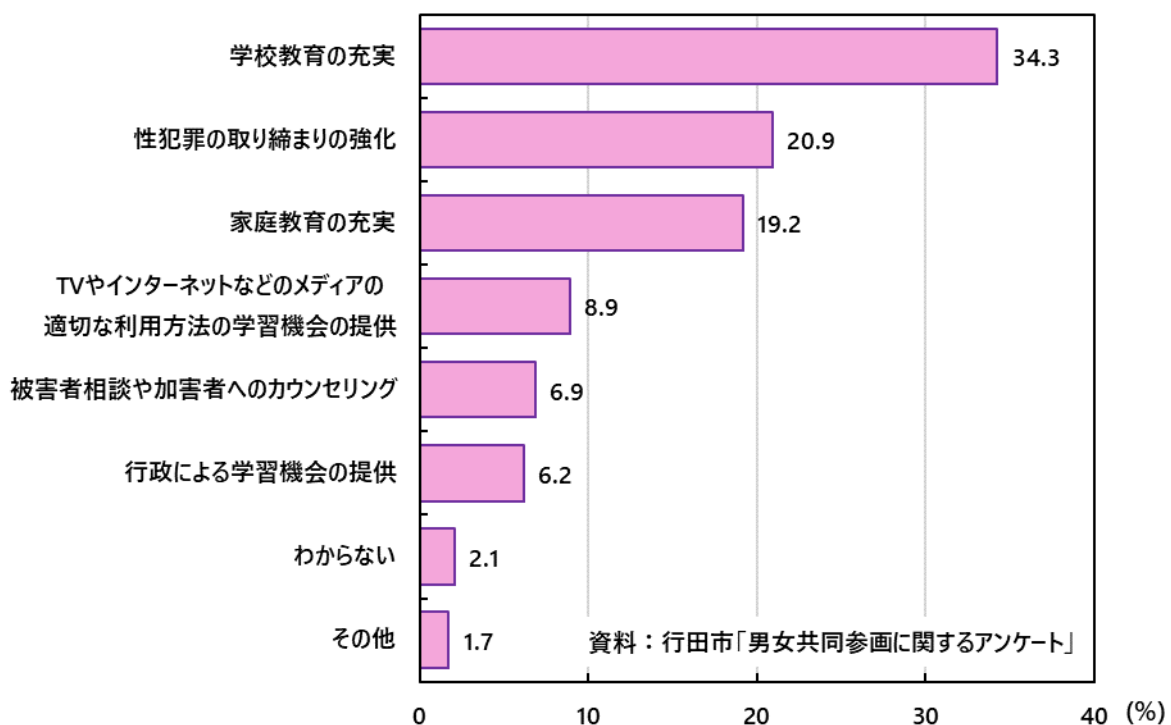
性に関する理解をうながし、暴力防止を図るために最も必要な取組については、「学校教育の充実」、「性犯罪の取り締まりの強化」、「家庭教育の充実」の順に回答した人の割合が高くなっています（図表18）。

図表17 暴力を受けた経験の有無



資料：行田市「男女共同参画に関するアンケート」

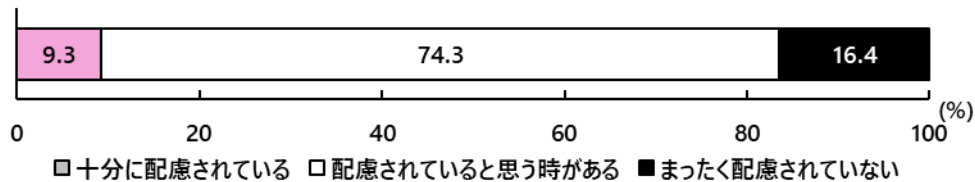
図表18 性に関する理解をうながし、暴力防止を図るために最も必要な取組



資料：行田市「男女共同参画に関するアンケート」

◆性の多様性

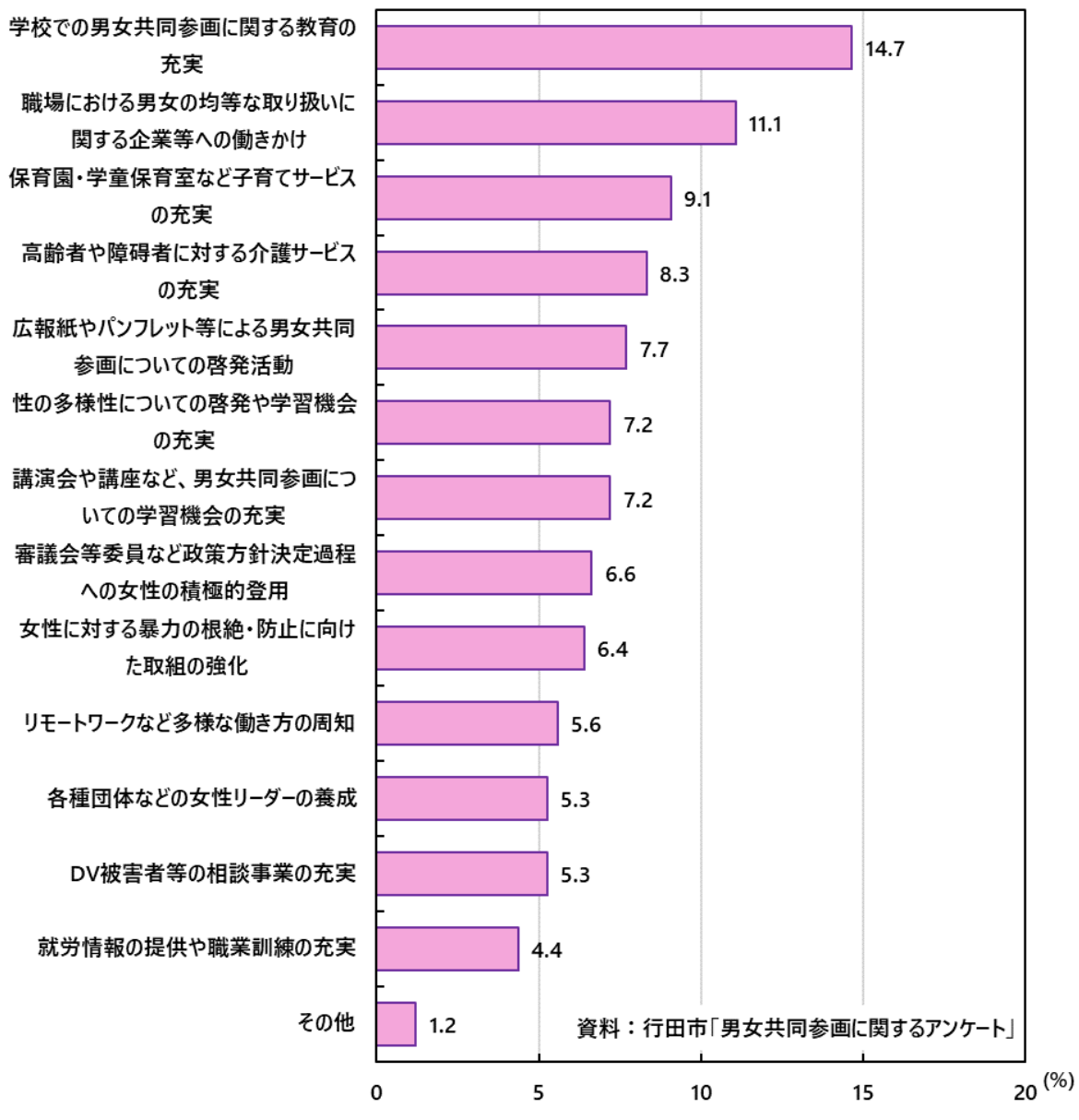
性的少数者に対する配慮については、「十分に配慮されている」との回答は9.3%と低い割合となっています（図表19）。図表19 性的少数者に対する配慮



資料：行田市「男女共同参画に関するアンケート」

◆市が取り組むべきこと

今後、市が男女共同参画推進のために力を入れるべき施策についての回答は、「学校での男女共同参画に関する教育の充実」「職場における男女の均等な取り扱いに関する企業等への働きかけ」「保育園・学童保育室など子育てサービスの充実」の順に高い割合となっています（図表20）。図表20 市が力を入れるべき男女共同参画推進施策



資料：行田市「男女共同参画に関するアンケート」

3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、市政運営の総合指針である「行田市基本構想」において、最重要課題である人口減少に対応し、理想とする将来像を実現するため、3つの重点政策である「子育て支援や教育の充実」、「開発の促進・雇用の創出」、「交通インフラの整備」に関する施策を、つながりをもって一体的に実施する「新しい行田の好循環」の取組を進めていくこととしています。こうした政策等を推進する上で、男女共同参画社会を形成していくことは、欠かすことのできない取組の1つであります。

このような中、「第5次ぎょうだ男女共同参画プラン」では、「行田市男女共同参画推進条例」に定める基本理念を基に、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も成果も分かち合い、性別に関わりなく、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

○計画の基本理念

「行田市男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念を計画の基本理念（根底にある根本的な考え方）とします。

- （１）男女の人権の尊重
- （２）固定的な性別役割分担意識の解消
- （３）立案・意思決定の場における男女共同参画
- （４）ワーク・ライフ・バランスの推進
- （５）男女の生涯にわたる健康

2 基本目標

◆基本目標1 男女共同参画の啓発と環境整備

男女共同参画とは、男女が対等で、自らの意思で様々な分野に参画する機会を持ち、共に責任を担うことです。こうした社会の実現には、男女共同参画への正しい理解を浸透させることが大切です。

男女共同参画社会の推進に向け、家庭、地域、学校等において機会を捉えた啓発に取り組めます。

また、男女共同参画に関する相談体制の充実及び関係機関と連携した支援体制等の環境整備に努めます。

併せて、政策・方針決定の過程により多くの女性の視点を取り入れるために、審議会等や市職員の管理職における女性割合の増加を目指します。

◆基本目標2 女性活躍・仕事と生活の調和

働きたい人全てが性別に関わりなく生き生きと働きその能力を発揮できることは、個人の幸福の根幹をなすものであり、そのための環境づくりは、本市の活力向上にもつながる大きな意義を持つものです。また、自分らしく働き続けるためには、出産・育児・介護等への対応も含め、多様で柔軟な働き方を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要です。

こうしたことから、関係機関と連携し、働く場における男女共同参画の実現に向け、市民及び市内事業所等に対する情報提供や啓発活動に取り組めます。

併せて、子育てや介護に関連する各種事業の充実を図ります。

◆基本目標3 生涯にわたる健康で安心な暮らしの実現

男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提です。

生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要です。特に女性については、妊娠・出産をはじめとして心身の状態が年代に応じて大きく変化するという特性を考慮しなければなりません。

性差や年代に応じた健康支援のために、各種検診の実施、プレコンセプションケアをはじめとする啓発や学習機会の提供、相談体制の充実を図ります。

安心な暮らしのためには、非常時に備えることが重要です。災害から受ける影響やニーズは男女によって違います。この違いに配慮するとともに、平常時から男女共同参画の推進を図りつつ、女性に対しても防災・復興の「主体的な担い手」であるという意識を醸成し、災害対応力の向上に繋がります。

◆基本目標4 人権の尊重とDVの根絶

職場等におけるハラスメントやストーカー行為を含め、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。女性に対する暴力の予防と根絶に向け、効果的な広報・啓発を推進するとともに、関係機関の相談窓口の周知と相談対応力の向上に努めます。

併せて、配偶者等からの暴力をはじめとする複合的な困難により、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性に対し、関係機関とも緊密に連携して相談、保護、自立に向けた支援やそれらに関する情報提供等に取り組みます。

また、性のあり方は様々です。LGBTQ等性的少数者を含め、お互いに個人の性を尊重し、偏見や差別のない地域づくりに向けた啓発を行います。

3 施策の体系

基本目標	施策方針	具体的施策
基本目標1 男女共同参画 の啓発と環境 整備	(1) 総合的な広報・啓発・ 情報提供の推進	① 男女共同参画推進に向けた意識醸成 ② 男女共同参画に関する情報収集・情報発信等
	(2) 関係機関と連携した 推進体制の構築	① 男女共同参画に関する相談体制の充実 ② 協働による施策等の進捗管理 ③ 固定的な性別役割分担意識による男女間の格差の解消
	(3) 女性の社会参画の推進	① 政策・方針決定の場への女性の参画の促進《重点施策》
	(4) 家庭における男女共同 参画の推進	① 家庭における意識啓発
	(5) 学校等における男女共同 参画の理解促進	① 男女共同参画の理解促進と多様な選択を可能にする教育・ 保育 ② 職業選択に対する意識醸成
	(6) 地域における男女共同参画 社会の形成の推進	① 地域活動における男女共同参画社会の形成の促進 ② 地域防犯対策の促進 ③ NPO等への参加促進
基本目標2 女性活躍・ 仕事と生活の 調和	(1) 女性の経済的自立の促進 【活躍】	① 職場における男女の均等な機会と待遇の確保 ② 女性の就業機会の確保《重点施策》
	(2) ワーク・ライフ・バランス の推進【活躍】	① 仕事と家庭の両立についての啓発《重点施策》 ② 子育て支援 ③ 介護支援
基本目標3 生涯にわたる 健康で安心な 暮らしの実現	(1) 心と体の健康支援	① 心と体の健康に関する支援 ② プレコンセプションケアの推進《重点施策》 ③ 男女の各種検診の充実《重点施策》
	(2) 女性の年代に応じた 健康支援	① 妊娠・出産期における健康支援 ② 更年期からの健康支援
	(3) 福祉環境の充実	① 貧困等生活上の困難に直面する多様な個人・世帯に対する 支援
	(4) 男女共同参画の視点を 取り入れた災害対応	① 男女共同参画の視点を取り入れた災害対応力の強化
基本目標4 人権の尊重と DVの根絶	(1) あらゆる暴力の予防と 根絶のための基盤づくり	① あらゆる暴力をなくすための啓発や防止対策 ② 被害者の保護・自立支援
	(2) 配偶者等からの暴力の防止 と被害者保護及び困難女性 支援【DV・困難】	① DV防止及び困難女性支援の啓発 ② DV被害者及び困難女性の保護・自立支援《重点施策》
	(3) 多様な性に対する 理解促進	① 性の多様性に対する理解促進

※【活躍】は主に女性活躍推進法に対応する施策、【DV】は主にDV防止法に対応する施策、【困難】は主に困難女性支援法に対応する施策

4 重点施策と関連指標及び総合的な評価指標

4章の施策において、本計画の推進に向けた主要施策を設定しておりますが、そのうち、重点施策については関連する7項目の指標を設定します。また、男女共同参画社会の推進の取組の成果について総合的な評価指標（アウトカム）を設定し、それぞれ5年後（令和11年度）の目標を設定します。

（1）重点施策と関連指標

基本目標1. 男女共同参画の啓発と環境整備

重点施策	指標	現状 (基準年)	目標
(3)①政策・方針決定の場への女性の参画の促進	審議会等の女性委員の割合	31.9%	40%
	市職員の女性管理職（主幹級以上）の割合	13.6%	20%

基本目標2. 女性活躍・仕事と生活の調和

重点施策	指標	現状 (基準年)	目標
(1)②女性の就業機会の確保	女性就業率（25歳～44歳）	78%	81%
(2)①仕事と家庭の両立についての啓発	えるぼし認定企業数※ ¹	1企業	5企業

基本目標3. 生涯にわたる健康で安心な暮らしの実現

重点施策	指標	現状 (基準年)	目標
(1)②プレコンセプションケアの推進	プレコンセプションケア関連講習会	未実施	毎年実施
(1)③男女の各種検診の充実	がん検診の受診率※ ²	7.8%	14%

基本目標4. 人権の尊重とDVの根絶

重点施策	指標	現状 (基準年)	目標
(2)②DV被害者及び困難女性の保護・自立支援	DV等被害経験がある方が相談できた割合	42%	60%

※現状値（令和6年4月1日現在）

※1 えるぼし認定1企業は、令和6年7月認定 ※2 がん検診の受診率の現状値（令和4年度）

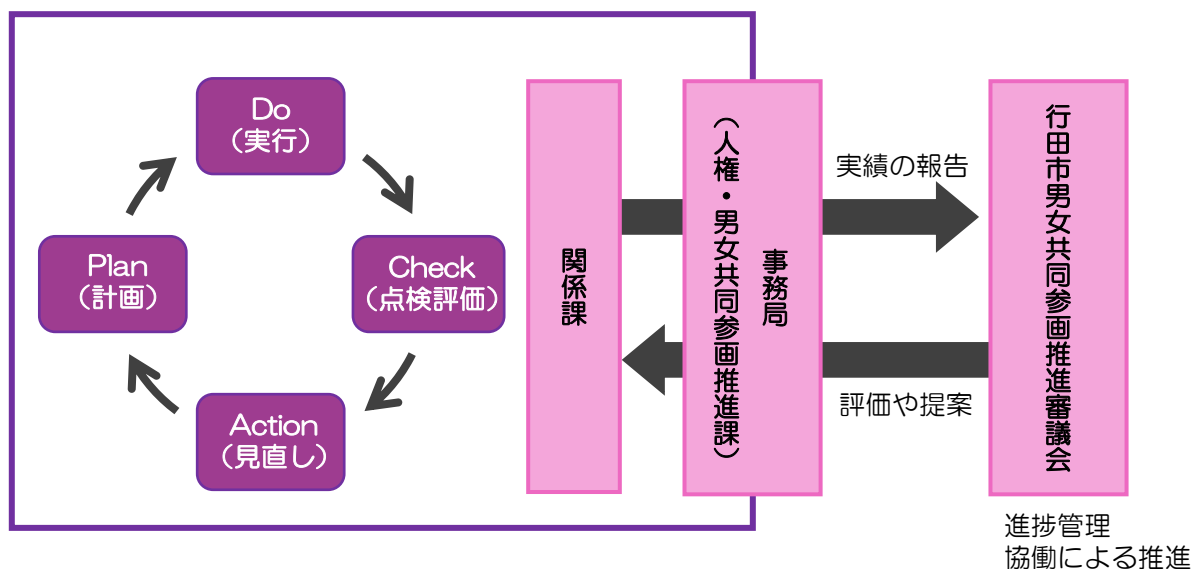
（2）総合的な評価指標

指標	現状 (基準年)	目標
「社会における男女の平等感の状況（社会全体）」で「平等」と答えた人の割合 ※男女共同参画に関するアンケート	13.4%	30%

※男女共同参画に関するアンケートは令和6年度実施。

5 計画の進捗管理について

本計画の施策については、毎年度、関係課が推進状況等を整理して、その結果を人権・男女共同参画推進課が取りまとめます。行田市男女共同参画推進審議会で、推進状況の確認や協働による推進方法について検討します。そして、必要に応じて改善を図り、次年度以降の取組に反映させながら、よりよい事業の推進を図ります。また、同審議会による評価結果や計画の進捗状況は、市ホームページなどを通じて公表します。



4章 施策

基本目標1：男女共同参画の啓発と環境整備

政策・方針決定過程をはじめ、様々な分野における女性の参画を拡充するため、教育・啓発を通じた理解促進と推進体制の整備・強化を図ります。

（1）総合的な広報・啓発・情報提供の推進

市民・企業等が男女共同参画の必要性や意義に対する理解を深められるよう、効果的な情報発信や啓発、学習機会の提供を進めます。

①男女共同参画推進に向けた意識醸成

市民を対象とした講座やパネル展示、市職員に向けた研修等を開催し、誰もが自分らしく活躍できる男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成を図ります。

主要施策	事業内容	関係課
市民向け講座等の実施	男女共同参画への理解促進のための講座・パネル展示等を行います。	人権・男女共同参画推進課
職員研修等の実施	市職員を対象とした男女共同参画に関する研修等を実施します。	人事課 人権・男女共同参画推進課

②男女共同参画に関する情報収集・情報発信等

国・県及び関係機関等が公表する情報を収集するとともに、リーフレットやパンフレット、市報、ホームページ、SNS等を通じて情報を提供します。

主要施策	事業内容	関係課
男女共同参画に関する情報の収集・提供	男女共同参画に関するリーフレット、パンフレット、報告書等を収集し、庁舎ロビーや図書館、公民館等への配架を通じて情報を提供します。	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画に関する情報発信	市報、ホームページ、SNS等を通じて、男女共同参画に関する情報を発信します。	人権・男女共同参画推進課 広報広聴課

(2) 関係機関と連携した推進体制の構築

市民や企業等からの相談に対する的確な対応や、市民や関係機関との協働・連携による男女共同参画の推進に向けた体制づくりに取り組みます。

①男女共同参画に関する相談体制の充実

男女共同参画等に関する相談窓口である「V I V Aぎょうだ」のさらなる周知を図るとともに、関係機関と連携し、相談者を適切な支援へとつなげます。

主要施策	事業内容	関係課
男女共同参画に関する相談	男女共同参画に関する市民や職員からの相談に対応します。複合的な課題を抱える相談は、必要に応じ、労働基準監督署等関係機関と連携して対応します。	人権・男女共同参画推進課
V I V Aぎょうだの周知	本市における男女共同参画推進の拠点施設であり、配偶者暴力相談支援センターとしての相談機能を有するV I V Aぎょうだのさらなる周知を行います。	人権・男女共同参画推進課

②協働による施策等の進捗管理

本市における男女共同参画推進に向けた各種取組について、行田市男女共同参画推進審議会を開催し、市民と協働しながら、定期的に進捗管理を行います。

主要施策	事業内容	関係課
定期的な進捗管理	行田市男女共同参画推進審議会において、主要事業について、進捗管理を行い、状況を公表します。	人権・男女共同参画推進課

③固定的な性別役割分担意識による男女間の格差の解消

本市における各種事業について、潜在的に男女間格差がないかという視点で調査・点検します。

主要施策	事業内容	関係課
定期的な調査・点検	行田市男女共同参画推進審議会において、男女間格差が生じやすい事例を中心に、状況を調査し、改善につなげます。	人権・男女共同参画推進課

（３）女性の社会参画の推進

審議会等や市職員の管理職、政策・方針決定の場への女性の参画の推進に取り組めます。

①政策・方針決定の場への女性の参画の促進【重点施策】

審議会等について女性の割合を高めます。また、市職員の管理職への女性の登用に取り組めます。

主要施策	事業内容	関係課
審議会等における男女共同参画の推進	各種委員会や審議会等において女性の割合を高めます。	人権・男女共同参画推進課 関係各課
市職員の管理職への女性の登用	管理職に占める女性職員の割合を高めます。	人事課

（４）家庭における男女共同参画の推進

性別に関わらず、家事・育児・介護等に参画する意識づくりに取り組むとともに、学習機会を提供します。

①家庭における意識啓発

広報紙「VIVA」や講座等を通じて、男女が共に協力し、家事・育児・介護の分担等を行う男女共同参画の家庭づくりを啓発します。

主要施策	事業内容	関係課
家庭における男女共同参画の啓発	仕事と家庭生活の両立を支援する各種制度の情報提供や主体的に家事・育児・介護に関わる講座を実施します。	人権・男女共同参画推進課

（５）学校等における男女共同参画の理解促進

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、多様な選択を可能にする教育や進路相談を推進します。

①男女共同参画の理解促進と多様な選択を可能にする教育・保育

学校における男女共同参画への理解・相互協力、プレコンセプションケアの学習を進めるとともに、教職員向けの男女共同参画や性の多様性に係る理解促進を図ります。また、保育園における固定的な男女の役割分担等にとらわれない保育を推進します。

主要施策	事業内容	関係課
男女共同参画意識の向上と相互理解・協力についての学習の充実	プレコンセプションケアをはじめ、いのちの教育や保健体育、道徳等の時間を活用し、男女の地位の平等感や相互理解・相互協力（性差の正しい理解）についての学習機会を充実します。	教育指導課
教職員の理解促進	学校の教職員向けに男女共同参画や性の多様性に係る児童生徒へのきめ細かな対応に関する情報共有に取り組みます。	教育指導課
幼児期からの男女それぞれの人権を尊重した保育	遊びや生活、行事の中で、幼児期から男女にとらわれない意識の醸成を図ります。	子ども未来課

②職業選択に対する意識醸成

個人が性別にとらわれず、その個性を尊重し、進学・就職・生活していけるように、総合的なキャリア教育や進路指導を行います。

主要施策	事業内容	関係課
総合的なキャリア教育	小中学校において、性別に関わりなく、自分らしい社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を養います。また、理系分野等、女性の参画が少ない分野の取組について情報を収集・提供します。	教育指導課
男女共同参画の視点に立った進路指導の充実	性別で区別することなく、本人の希望や能力を尊重した進路指導を行います。	教育指導課

（６）地域における男女共同参画社会の形成の推進

地域活動での男女共同参画の必要性を浸透させるとともに、地域の課題を解決する具体的な活動について多様な人々が参画する地域社会づくりを推進します。

①地域活動における男女共同参画社会の形成の促進

地域において、性別にとらわれずに、個人の意欲や能力に基づいた主体的な活動が行われるように働きかけます。

主要施策	事業内容	関係課
地域活動における女性の登用の促進	各種団体の役員において、性別にとらわれずに能力や意欲に基づいた登用を促進します。	地域活動推進課
防災に関する男女共同参画の促進	自主防災組織、避難所の設営や運営等、防災に関する活動に女性の参加の促進を図ります。	危機管理課

②地域防犯対策の促進

地域において、多様な担い手による防犯活動への参加を促進し、各種活動を実践することで地域防犯力の向上を図ります。また、警察と連携し、不審者情報の提供等を行うことにより、防犯環境の充実に取り組みます。

主要施策	事業内容	関係課
防犯パトロール	青色防犯パトロール隊や地域防犯活動団体による防犯パトロールを行います。	地域活動推進課
防犯ボランティア団体の育成・支援	市内で活動する防犯ボランティアの育成や支援を行います。	地域活動推進課
不審者情報の提供	メール、ＬＩＮＥ配信を通じて、不審者情報を提供します。	地域活動推進課

③ＮＰＯ等への参加促進

ＮＰＯ 等への参加促進は、性別を問わない活動機会の提供や女性リーダー育成など地域の男女共同参画を実現するために大切な取り組みです。様々な人々が、地域においていきいきと活躍できる環境づくりに取り組みます。

主要施策	事業内容	関係課
ＮＰＯ等の促進	ＮＰＯや市民活動団体などの各種団体の活動を周知する機会をつくる等、情報発信を充実し、参加を促進します。	地域活動推進課

基本目標２：女性活躍・仕事と生活の調和

男女がともに仕事と生活を両立できるよう、多様で柔軟な働き方ができる環境づくりを進め、女性の経済的自立に向けた取組を推進します。

（１）女性の経済的自立の促進

多様な就業の場において、女性の活躍や働き方改革の視点を踏まえながら、全ての人が自分の希望に応じて働くことができる環境づくりを促進します。

①職場における男女の均等な機会と待遇の確保

関係機関と連携して、男女の地位の平等感を意識した職場づくりの啓発と促進を図り、性別にとらわれず職場における男女の均等な機会と待遇を確保することで、働きやすい職場づくりを促進します。

主要施策	事業内容	関係課
性別に関わらず活躍できる職場づくりの啓発と促進	県や関係機関と連携して、女性活躍推進法・働き方改革関連法等について、市内企業・事業所・市民等への意識啓発を図ります。また、市役所において、誰もが働きやすい職場づくりを推進します。	人権・男女共同参画推進課 人事課 商工観光課

②女性の就業機会の確保【重点施策】

女性の就職や再就職を前提としたリカレント教育、リスキリングの支援等、女性の就業機会の確保に取り組みます。

主要施策	事業内容	関係課
女性の再就職支援	県・近隣市・公共職業安定所等と連携しながら、女性の再就職に対する学習機会や情報提供の充実を図ります。	人権・男女共同参画推進課 商工観光課
女性の起業支援	女性の起業活性化や女性起業家の成長・発展を促進するための情報提供を行います。	地域活動推進課 商工観光課
女性のデジタル人材育成支援	職業訓練等のプログラムについて周知します。	人権・男女共同参画推進課 商工観光課

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、多様で柔軟な働き方を通じて、職業生活と家庭生活の両立支援に取り組みます。また、両立のための子育て支援や、介護支援の充実を図ります。

①仕事と家庭の両立の啓発【重点施策】

市民や企業等を対象とした職業生活と家庭生活の両立についての啓発や企業へのえるぼし認定等の普及啓発に取り組みます。

主要施策	事業内容	関係課
職業生活と家庭生活の両立についての啓発	市民に、仕事と育児・介護等の両立制度や女性活躍に取り組む企業等の情報提供を行うとともにこれらの両立支援に関する講座を実施します。	人権・男女共同参画推進課 商工観光課
えるぼし認定制度等の情報提供	企業に、両立支援に関する制度についての情報を提供し、「えるぼし認定」への登録を促進します。	人権・男女共同参画推進課 商工観光課

②子育て支援

子育てに関する相談、各種保育事業を通じて、仕事と子育ての両立を支援します。

主要施策	事業内容	関係課
子育てに関する相談体制の充実	こども家庭センター等で子育てに関する様々な相談に応じます。	子ども未来課 こども家庭センター
各種保育・預かり等の推進	こども誰でも通園制度やファミリー・サポート・センター事業等を実施します。特に、低年齢児保育の充実を図ります。病児病後児保育について、地域の医療機関と連携し、充実を図ります。	子ども未来課

③介護支援

福祉・介護等に関する相談、介護保険サービス、高齢者福祉事業等を通じて、介護負担の軽減や、仕事と介護の両立を支援します。

主要施策	事業内容	関係課
福祉・介護等の相談体制の充実	市役所や地域包括支援センターにおいて、福祉や介護等の相談を行います。特に地域包括支援センターやケアマネジャーへの仕事と介護の両立支援に関する研修等を行い、的確なケアプランの作成・相談のスキルアップを図ります。	福祉課 高齢者福祉課

基本目標３：生涯にわたる健康で安心な暮らしの実現

プレコンセプションケアなど年代ごとの健康に関する取組を推進します。また、男女共同参画の視点を反映した地域防災力の向上に取り組みます。

（１）心と体の健康支援

男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持ちながら、性差に応じた心身の健康を保持・増進していくために、心と体の健康管理、男女の健康診査の充実等に取り組みます。

①心と体の健康に関する支援

年齢に応じた男性・女性に特有の心身の不調等、性別により大きな違いがみられる健康問題に着目しながら、心と体の健康管理を支援します。

主要施策	事業内容	関係課
性差を理解した健康づくりの促進	性差に着目した健康づくりの啓発や学習機会の提供、各種相談の充実を図ります。	健康課
育児や介護の悩みの軽減	育児や介護等の悩みについて、様々な場所で気軽に相談できる環境の整備や一時的保育等の事業を実施します。	福祉課 子ども未来課 こども家庭センター 高齢者福祉課
青少年への健康教育	薬物、喫煙や飲酒など健康を害する要因や習慣について正しい知識を啓発します。	健康課 教育指導課
若年者在宅ターミナルケアの支援	若年者（18～40 歳）の末期がん患者の在宅療養生活を支援します。	健康課
自殺の予防	行田市自殺対策計画に基づく啓発、相談の対応等、自殺の予防に取り組みます。	健康課

②プレコンセプションケアの推進【重点施策】

人生 100 年時代の Well-Being(幸福長寿)の実現につながるヘルスケアである「プレコンセプションケア」を推進します。

主要施策	事業内容	関係課
プレコンセプションケア推進事業	一生涯を通じた取り組みとして、プレコンセプションケアを推進します。 誰もが希望するライフデザインを実現できるよう、自らの体を正しく知り、自分も他人も大切にする意識の醸成を図ります。	子ども未来課 こども家庭センター 健康課

③男女の各種検診の充実【重点施策】

性別によって発症率に差がある健康問題への対応として、がん検診等、男女が参加しやすい検診を行います。

また、HPV ワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）の周知に努めます。

主要施策	事業内容	関係課
女性特有の病気に対する検診の実施	女性特有のがん（乳がん、子宮がん）検診を行います。	健康課
男性の病気に対する健康診査の実施	大腸がん・肺がん・胃がん検診を行います。	健康課
HPV ワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）の周知	男女ともにHPV ワクチン接種について啓発します。	こども家庭センター

●プレコンセプションケアとは

プレコンセプションケアとは、一般的に「若い世代による妊娠前の健康管理」を指しますが、本市ではこれを「人の一生を通じた健康づくり」と位置づけ、推進します。

「プレコンセプションケア」は若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うこと。次世代を担う子どもの健康にもつながるとして近年注目されているヘルスケアです。早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来の子どもの健康の可能性を広げます。

いまは妊娠や結婚を考えていなくても、プレコンセプションケアを実施することでいまの自分をもっと健康になって、人生 100 年時代の満ち足りた自分（well-being）の実現につながります。元気で満ち足りたからだところをめざすことは、とても素晴らしいことです。

プレコンセプションケアは、より豊かで幸せな人生へと、皆さんを導いてくれるでしょう。

5つのプレコン Action

Action1
いまの自分を
知ろう

Action2
生活を
整えよう

Action3
検査や
ワクチンを
受けよう

Action4
かかりつけ医を
持とう

Action5
人生をデザイン
してみよう

出典：プレコンノート（国立成育医療研究センター）

（２）女性の年代に応じた健康支援

思春期、妊娠・出産期、更年期等、女性のライフステージに応じた健康増進について支援します。

①妊娠・出産期における健康支援

妊産婦健診の受診、妊娠期の子育て学習支援、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児の健康診査等を通じて、妊娠・出産期・乳幼児期における母子の健康づくりを支援します。また予期せぬ妊娠に対する相談に応じます。

主要施策	事業内容	関係課
妊産婦健診の受診促進	母子健康手帳と同時に助成券を交付し、妊産婦健診の受診を促進します。限度内の費用を公費負担します。	こども家庭センター
妊娠期の子育て学習支援	妊娠期の保護者を対象に「ママパパ教室」を開催します。育児関係の講座や関係施設を紹介し、出産後の家庭教育について話し合います。	こども家庭センター
こんにちは赤ちゃん訪問	赤ちゃんが生まれたすべての家庭を保健師・助産師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育て支援に関する情報提供を行います。	こども家庭センター
乳幼児の健康診査	子どもの成長に合わせて、健康診査を実施します。また、母子健康手帳と同時に受診券を交付し、乳児健診の受診を促進します。	こども家庭センター
不妊検査・治療に対する支援	不妊検査・治療の経済的な負担の軽減を図るために、治療等に要する経費の一部を助成します。	こども家庭センター
予期せぬ妊娠に対する支援	予期せぬ妊娠に対する相談に応じます。また、性に関する啓発や暴力防止の周知を行います。	人権・男女共同参画推進課 地域活動推進課 こども家庭センター

②更年期からの健康支援

更年期症状・障害に関し、更年期から老年期の well-being を向上させるため、地域や学校教育等様々な場面で啓発します。

主要施策	事業内容	関係課
地域、学校、企業への啓発	企業研修等を通じて、更年期における個人の QOL（Quality of Life：生活・人生の質）の低下や、それに伴う就労継続への影響など、様々な課題について啓発するなど更年期からの健康支援を実施します。	人権・男女共同参画推進課 商工観光課 健康課 教育指導課

（３）福祉環境の充実

外国人、ひとり親家庭等の複合的に困難な状況に置かれている個人や世帯に対する支援の充実を図ります。

① 貧困等生活上の困難に直面する多様な個人・世帯に対する支援

様々な困難を抱えている個人・世帯について、男女共同参画の視点に立って、支援を行います。

主要施策	事業内容	関係課
複合的な困難に対する支援	貧困と家族のケアなど複合的に困難な状況にある個人や世帯に包括的なサポートを行います。	地域共生社会推進課
外国人に対する支援	行政・生活情報の多言語化に取り組み、情報提供を行います。ニーズに応じた窓口での多言語対応に取り組みます。	地域活動推進課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、保育サービスの提供や児童扶養手当の支給、医療費助成、資格取得のための支援や相談を実施します。	子ども未来課
ひとり暮らし高齢者等への支援	見守りや安否確認、緊急通報装置の貸与等を行います。	高齢者福祉課
ダブルケア家庭への支援	関係機関が連携し、育児と介護に同時に直面する家庭への支援を行います。	子ども未来課 こども家庭センター 高齢者福祉課 地域共生社会推進課
ヤングケアラーへの支援	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者に寄り添い、適切な支援を行います。	地域共生社会推進課

（４）男女共同参画の視点を取り入れた災害対応

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。中でも、人口の半分は女性であることから、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮しつつ、女性の視点を取り入れた災害対応を行うことが求められています。

① 男女共同参画の視点を取り入れた災害対応力の強化

災害等への備えや発生時の対応力を強化するために女性の視点を活かします。

主要施策	事業内容	関係課
地域防災活動における男女共同参画の推進	女性消防団員の確保に努めるとともに、女性が地域防災の担い手として参画できるよう、火災予防啓発活動や初期消火訓練を行います。	消防総務課
男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営	あらゆるニーズに配慮した避難所運営となるよう、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や啓発に取り組みます。	危機管理課

基本目標４：人権の尊重とＤＶの根絶

暴力を許さない意識の醸成を図り、ＤＶ（パートナー間暴力）被害者や困難女性の安全確保と支援体制の充実を図ります。

（１）あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

重大な人権侵害である女性に対する暴力をなくすために様々な課題を踏まえた啓発や防止対策、緊急一時保護等、被害者の保護・自立支援を図ります。

①あらゆる暴力をなくすための啓発や防止対策

女性に対する暴力の根絶に向けての啓発、児童虐待等の防止・通報受付、調査・相談に取り組むとともに、多様化する問題に連携して取り組めるよう、庁内連絡体制を強化します。

また、プレコンセプションケアに併せて、自身とパートナーの体と心を大切にする気持ちを育て、ＤＶ等の防止を啓発します。

主要施策	事業内容	関係課
女性に対する暴力の根絶の啓発	配偶者等からの暴力、職場のハラスメント、ストーカー行為等、あらゆる人権侵害根絶のため、広報紙やリーフレット等を利用した啓発等を行います。	人権・男女共同参画推進課
女性に対する暴力等の相談体制の充実	女性相談員を配置し、丁寧に対応します。また、国や県の相談機関について情報提供します。	人権・男女共同参画推進課
児童虐待防止対策の強化	児童虐待防止の啓発に取り組み、児童虐待の通告を受理し、安否確認等を行います。その後、家庭訪問、面接、電話にて継続支援を行います。	子ども未来課 こども家庭センター
庁内連携体制の構築	多様化するＤＶの問題等に迅速に対応するため、庁内関係課で情報共有を行い、連携体制を構築します。	人権・男女共同参画推進課 福祉課 子ども未来課 こども家庭センター 高齢者福祉課 地域共生社会推進課 教育指導課
プレコンセプションケアに併せたＤＶ防止の啓発	年代に合わせ、性と健康に関する正しい知識を得ることで、互いの性を尊重することを学び、併せてＤＶの防止等を啓発します。	人権・男女共同参画推進課 子ども未来課 健康課 教育指導課

②被害者の保護・自立支援

相談窓口の周知、通報における迅速な対応、関係機関との連携により、緊急一時保護等、被害者の保護・自立支援に取り組みます。

主要施策	事業内容	関係課
各種相談窓口の周知	被害者等による相談・通報に応じ、関係機関と連携し、対応します。 また、各種相談窓口を市民へ周知します。	人権・男女共同参画推進課 福祉課 子ども未来課 こども家庭センター 高齢者福祉課 地域共生社会推進課 教育指導課
緊急一時保護体制の確立	関係機関と連携して被害者の緊急避難を支援し、必要に応じて一時保護所まで同行します。	人権・男女共同参画推進課 福祉課 子ども未来課 こども家庭センター 高齢者福祉課 地域共生社会推進課
被害者の自立支援	関係機関と連携し、生活支援や就労に関する情報提供等の支援を行います。	人権・男女共同参画推進課 福祉課 子ども未来課 こども家庭センター 高齢者福祉課 地域共生社会推進課

（２）配偶者等からの暴力の防止と被害者保護及び困難女性支援

関係機関と連携して、配偶者等からの暴力であるＤＶの防止と被害者の保護・自立支援に取り組めます。また、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。以下「困難女性」という。）に対する支援を行います。

①ＤＶ防止及び困難女性支援の啓発

広報紙、リーフレット、講演会等を通じて、ＤＶ防止に向けて暴力を容認しない意識啓発に取り組めます。

主要施策	事業内容	関係課
ＤＶ防止及び困難女性支援の啓発	広報紙への掲載、リーフレット配布、講演会の周知等を通じて、ＤＶ防止及び困難女性支援の啓発に取り組めます。	人権・男女共同参画推進課

②ＤＶ被害者及び困難女性の保護・自立支援【重点施策】

関係機関と連携し、被害者の保護と自立支援を図ります。

主要施策	事業内容	関係課
ＤＶ相談及び困難女性相談体制の充実と周知	被害者等が、安心して相談・通報ができるよう、相談対応の向上を図るとともに、被害者が円滑に支援を受けられる体制をつくり、市民に周知します。	人権・男女共同参画推進課
被害者の緊急保護と関係機関の連携強化	被害者の緊急避難場所を確保し、必要に応じて一時保護所まで同行します。警察、医療機関、県やＮＰＯ等と連携し、被害者が安全に避難できるよう支援します。	人権・男女共同参画推進課
被害者の自立支援	生活支援、就労支援や保護命令制度の利用についての情報提供を行います。	人権・男女共同参画推進課 福祉課
配偶者暴力相談支援センターの周知	配偶者暴力相談支援センターである VIVA ぎょうだの機能について周知します。	人権・男女共同参画推進課

（３）多様な性に対する理解促進

性的指向や性自認等、性の多様性について、市民に周知啓発します。

①性の多様性に対する理解促進

主要施策	事業内容	関係課
性の多様性に関する啓発	市民等に性の多様性への理解に向けた講座等を実施します。	人権・男女共同参画推進課

参考資料

1 法律

(1) 男女共同参画社会基本法

※第二十一条から附則は省略

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十二条） 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条） 第三章 男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨と

して、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の

状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画

（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（２） 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

※第一条から第九条、第二十二條から第二十六條を抜粋

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・

第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二條—第二十九條）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の

内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等
(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を書し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を

果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対す

る支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が

生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号におい

て単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
 - 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する

方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対

- する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規

定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明かな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消

しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除〔令和五年五月法律三〇号〕

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの

とする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電	調書

	子調書	
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五條第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一條の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一條第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防

止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に
対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をい

		う。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十	離婚をし、又はその婚姻が取り消された	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

二条第一項第一号及び第二項第一号	場合	
------------------	----	--

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 【略】

（４） 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）

第四章 雑則（第十六条―第二十二條）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、

次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共

団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関

する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 （女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の第三十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に

関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運

営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第三十五条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この

法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（売春防止法の一部改正）

第四条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（補導処分に付された者に係る措置）

第五条 政府は、前条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）第十七条の規定により補導処分に付された者であって、施行日前に婦人補導院（附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦人補導院法」という。）第一条第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。）から退院し、又は旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 前条の者であって施行日前に婦人補導院に収容されたものについては、この法律の施行の時に於いて刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

- 2 旧売春防止法第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七条の規定により補導処分に付された者については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十四条第一項の規定により旧売春防止法第五条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第七条 施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。）及び刑執行終了者等に対する援助（刑法等の一部を改正する法律第六条の規定に

よる改正後の更生保護法第八十八条の二に規定する援助をいう。同項において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六条第三項の規定は、適用しない。

- 2 前条第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

（婦人相談所に関する経過措置等）

第八条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

- 2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

- 3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の収容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

（旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置）

第九条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十二条 地方自治法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（児童福祉法の一部改正）

第十三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（地方財政法及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正）

第十四条 次に掲げる法律の規定中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

- 一 地方財政法（昭和三十二年法律第百九号）第十条第十号
二 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法

律第八十一号) 第九条第一項
(公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)
第十五条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。
一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第四十八条の二第一項第三号
二 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号) 第六十条第一項第三号
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)
第十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号) の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(電波法の一部改正)
第十七条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号) の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(社会福祉法の一部改正)
第十八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(出入国管理及び難民認定法の一部改正)
第十九条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正)
第二十条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。
一 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号) 第五十八条の五
二 矯正医官の兼業の特例等に関する法律(平成二十七年法律第六十二号) 第二条第一号
三 再犯の防止等の推進に関する法律(平成二十八年法律第百四号) 第三条第二項
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号) の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(矯正医官修学資金貸与法の一部改正)
第二十二条 矯正医官修学資金貸与法(昭和三十六年法律第二十三号) の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)
第二十三条 激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号) の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)
第二十四条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕
(児童手当法の一部改正)
第二十五条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号) の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(行政手続法及び行政不服審査法の一部改正)
第二十六条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。
一 行政手続法(平成五年法律第八十八号) 第三条第一項第八号
二 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号) 第七条第一項第九号
(更生保護事業法の一部改正)
第二十七条 更生保護事業法の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置)
第二十八条 施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法第二条第五項に規定する被保護者とみなす。
(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)
第二十九条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号) の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正)
第三十条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(更生保護法の一部改正)
第三十一条 更生保護法の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(更生保護法の一部改正に伴う調整規定)
第三十二条 施行日が刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条のうち更生保護法第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする改正規定中「第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号」とあるのは、「第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号」とする。
(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)
第三十三条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号) の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三十四条 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五条 刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第三十六条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（法務省設置法の一部改正）

第三十七条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一五日法律第六八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の

刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

2 第5次ぎょうだ男女共同参画プラン策定経緯

(1) 策定経緯

開催年月日	種別	議事内容
令和6年10月25日	令和6年度第1回行田市男女共同参画推進審議会	第4次ぎょうだ男女共同参画プランの改定について 男女共同参画アンケート内容について
令和6年10月25日	諮問	
令和6年11月15日 ～12月2日	男女共同参画に関するWEBアンケート調査	行田市在住・在勤・在学の方を対象にWEBアンケート調査を実施
令和7年1月28日	令和6年度第2回行田市男女共同参画推進審議会	第4次ぎょうだ男女共同参画プランの改定骨子案について
令和7年3月21日	令和6年度第3回行田市男女共同参画推進審議会	第5次ぎょうだ男女共同参画プラン（仮称）の素案について
令和7年5月20日	令和7年度第1回行田市男女共同参画推進審議会	第5次ぎょうだ男女共同参画プラン（仮称）の素案の修正及びパブリックコメントについて
令和7年5月23日～ 令和7年6月22日	パブリックコメント	
令和7年7月1日	答申	

(2) 行田市男女共同参画推進条例

(前文)

日本国憲法には、すべての国民は、法の下に平等であって、性別により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないことがうたわれている。

国においては、男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置付けられている。

しかしながら、性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女平等の達成にはなお一層の努力が求められている。

また、少子高齢化や家族、地域社会の変化、情報技術等の急速な進展に対応し、本市が将来に向かって、豊かで活力ある行田市を形成していくためにも、男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、男女が共に生き生きと暮らせる地域社会をつくるため、市、市民及び事業者が、共通理解の下、相互の連携協力により、男女共同参画社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、

当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 市民 市内に居住する者及び在勤し、又は在学する者をいう。

(3) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないことその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就業、就学その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。

(5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性に関する

る事項について男女の相互の意思が尊重されること及び男女が生涯にわたり健康な生活を営むことについて配慮されること。

- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを十分理解し、国際的協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めるものとする。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、性的な言動により相手方に不利益を与え、若しくは性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為を行ってはならない。

(基本的施策)

第8条 市は、男女共同参画を推進するために、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する理解を深めるために、広報啓発活動の充実を図ること。
- (2) 学校教育、家庭教育その他あらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずること。
- (3) 性別による差別的取扱い、性的な言動により相手方に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為及び配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為の防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対して必要な支援を行うこと。
- (4) 家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的に男女の

均衡を図るように努めること。

- (5) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的に男女の均衡を図るように努めること。
- (6) 家族を構成する男女が家庭生活及び社会生活における活動を両立することができるように必要な支援を行うこと。
- (7) 男女共同参画の推進に資する人材を育成し、及び積極的な活用を図ること。
- (8) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- (9) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び分析並びに調査研究を行うこと。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、第12条に規定する行田市男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。

- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(相談等の対応)

第10条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による権利侵害等に関し、市民及び事業者から相談、意見等を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第12条 男女共同参画の推進に資するため、行田市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査し、及び審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策について、市長に意見を述べること。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

(4) 公募の市民

5 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に

関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第1号）この条例は、公布の日から施行する。

(3) 行田市男女共同参画推進審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行田市男女共同参画推進条例（平成19年条例第5号）第12条第1項の規定に基づき設置された行田市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部人権・男女共同参画推進課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第20号）この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(4) 行田市男女共同参画推進審議会委員名簿

	氏 名	所属等	備 考
学識経験者	布施 由起	埼玉純真短期大学	
	高橋 晃代	厚生労働省埼玉労働局行田公共職業安定所	
	長嶋 道枝	人権擁護委員	
	佐野 和美	南河原商工会	
関係団体の代表者	中澤 俊裕	（公社）行田青年会議所	
	馬場久美子	行田市校長会	
	野中 正人	公民館長	
	野口 昭彦	行田市PTA連合会	
	高島 茂夫	行田市自治会連合会	
関係行政機関の職員	堀越 稔	埼玉県利根地域振興センター	
公募の市民	加藤 修一		
	川崎 晴代		
	室田 大樹		

令和7年4月1日現在

(5) 行田市男女共同参画行政推進会議設置規程

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会確立のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、行田市男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に係る施策の調査、研究に関すること。
- (2) 男女共同参画行動計画の策定に関すること。
- (3) 男女共同参画に係る施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (4) 男女共同参画に係る施策の関係部課所相互の連絡調整に関すること。
- (5) その他男女共同参画に係る施策について必要と認められること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、総務部長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者を市長が任命する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、再度招集してもなお過半数に達しないとき又は過半数に達してもその後達しなくなった

ときは、この限りでない。

- 3 会長が必要と認めるときは、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

- 4 会長は、推進会議の会議における審議結果について市長に報告するものとする。

(専門部会の設置等)

第6条 推進会議は、男女共同参画に係る施策の具体的事項の調査研究及び計画案を作成するため、専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 部会に属する部会員は、委員の属する課の職員の中から会長の推薦を得て市長が任命する。
- (2) 部会に部会長を置き、総務部人権・男女共同参画推進課長をもって充て、部会長は部会を代表し、会務を総理する。
- (3) 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- (4) 部会長は、部会の会議が終了したときは、その経過及び結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務部人権・男女共同参画推進課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則 この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 （令和6年3月29日訓令第7号）この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部	企画政策課長
総務部	総務部長 総務課長 人事課長 人権・男女共同参画推進課長
市民生活部	市民課長 地域活動推進課長
環境経済部	環境課長 商工観光課長 農政課長
健康福祉部	福祉課長 子ども未来課長 こども家庭センター課長 高齢者福祉課長 地域共生社会推進課長 健康課長
都市整備部	都市計画課長
建設部	管理課長
学校教育部	教育総務課長 教育指導課長
生涯学習部	生涯学習課長

(6) 男女共同参画に関するWEB アンケート調査

1 調査の目的

男女共同参画に関する考えや意見を伺い、今後の計画改定の基礎することを目的とする。

2 調査の概要

(1) 調査対象 行田市在住・在勤・在学の方

(2) 調査方法 WEB アンケート方式（行田市電子申請・届出サービスによる回答）

(3) 調査時期 令和6年11月15日（金曜日）から12月2日（月曜日）までの18日間

3 回答数

292件（すべてWEB アンケートによる回答）

4 調査結果

市ホームページに掲載

URL: <https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/soumubu/jinkendaniyosuishin/danjokyodo/10782.html>

QR:



3 用語解説

行	用 語	説 明
あ	アンコンシャス・バイアス	無意識の偏ったモノの見方・根拠のない思い込み・先入観などを意味する言葉。
	Well-Being（ウェルビーイング）	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念のこと。
	SNS	エス・エヌ・エス、Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートするインターネット上のサービス。
	M字カーブ	女性の年齢階層別労働力率を見ると、出産や子育て期間の労働力率が低く落ちこむM字型のカーブを描くことから、M字カーブと呼ばれている。
	LGBTQ	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、クエスチョニング（性のあり方を決めていない、決められない等の人）など、性的マイノリティを表す総称の一つ。
	えるぼし認定	女性が活躍できる社会の実現を目指し、女性活躍推進法に基づいて一般事業主行動計画（事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るため、雇用環境の整備などを具体的に定める計画）の策定・届け出をおこなった企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良であるなど、一定の要件を満たした場合に、厚生労働大臣の認定を受けること。
か	間接差別	性別には関係のない取り扱いであっても、結果的にいずれかの性に不利益を与えるもの。合理的な理由がなく、労働者の募集に当たって身長、体重、体力を要件とするものや昇進に当たって転勤の経験を要件とするものなど。
	くるみんマーク プラチナくるみんマーク トライくるみんマーク	「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証。 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができる。この認定を受けた企業の証が「くるみんマーク」である。 さらに、平成27年4月1日より、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価しつつ、継続的な取組を促進するため、新たにプラチナくるみん認定がはじまった。プラチナくるみん認定を受けた企業は、「プラチナくるみんマーク」を広告等に表示し、高い水準の取組を行っている企業であることをアピールできる。 加えて、令和4年4月1日、くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準の引き上げに伴い、新たに「トライくるみん認定」が創設された。トライくるみん認定の認定基準は令和4年度改正前のくるみん認定と同じである。トライくるみん認定はくるみん認定と同様、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（トライくるみん認定）を受けることができる。なお、トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できる。

行	用 語	説 明
か	ケアラー	高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている者。ケアラーの中でも、18 歳未満の者はヤングケアラーという。
	固定的性別役割分担意識	個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方。
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）	法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律。昭和 47 年 7 月 1 日施行。その後の法改正により、性別による差別禁止、職場のセクシュアル・ハラスメント防止、間接差別の禁止、ポジティブ・アクションの促進、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取り扱いの防止措置の義務化などが定められている。
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）	女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性への福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することで、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。令和 6 年 4 月 1 日施行。 ＊「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう。
さ	自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。
	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行ならびに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することをもって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律。平成 15 年 7 月 16 日施行、平成 26 年に一部改正され、法律の有効期限が令和 7 年 3 月 31 日まで延長となった。
	「障害者」の表記について	本計画における「障害者」の表記については、行田市障害者計画等策定委員会での決定を尊重して「障がい者」とする。ただし、法律名や法令等に基づくものについては従来どおりの漢字での表記としている。
	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	昭和 54（1979）年に国連総会で日本を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56（1981）年に発効。日本は、昭和 60（1985）年に批准。女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定した条約。

行	用 語	説 明
さ	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるため、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした法律。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10年間の時限立法。平成27年9月4日公布・同日施行、一部平成28年4月1日施行。
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とした法律。平成12年11月24日施行。
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	政治分野における男女共同参画を推進するため、政党等に衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数が均等になるよう努力義務を位置付けている法律。平成30年5月23日施行。
	性的マイノリティ	同性愛者・両性愛者・出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。
	性と生殖に関する健康と権利	性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とある。 また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。
	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれる。
	積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）	様々な分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。
た	デートDV	大学生や高校生など交際する相手からの暴力のこと。身体的暴力の他に相手の気持ちを考えずに自分の思い通りに支配したり束縛したりしようとする態度や行動もデートDVになる。
	ドメスティック・バイオレンス（DV）	Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的・精神的・性的・経済的暴力のことであり、「安心」「自信」「自由」という人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴るはもちろんのこと、威嚇する、配偶者や恋人の存在を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。

行	用 語	説 明
は	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。平成 13 年 10 月 13 日施行。
	ハラスメント	職場において、相手方に不快感若しくは不利益を与えたり、脅威を与えたり職場環境を悪化させたりすることをいう。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、様々な種類がある。
	パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
	プレコンセプションケア	一般的に「若い世代による妊娠前の健康管理」を指すが、行田市ではこれを「人の一生を通じた健康づくり」と位置付ける。詳細は p. 30 に記載。
ま	マタニティ・ハラスメント	女性労働者が受ける、妊娠・出産・育児に関する嫌がらせ行為。妊娠・出産したこと、産前産後休業・育児休業などの制度利用を希望したこと、これら制度を利用したことなどを理由として行われることがある。
	モラル・ハラスメント	言葉や態度で相手を精神的に傷つける行為。相手を無視する、暴言を吐く、嫌みを言うなどといった言動を取ることを。
ら	労働力率	人口（日本では 15 歳以上）に対する労働力人口の比率。労働力人口は就業者に完全失業者を加えた人数で、15 歳以上で働いている人と働く意欲を持つ人がどれぐらいいるかを示すもの。
	リカレント教育	学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。社会人の学びのこと。
	リスキリング	新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適應するために、必要なスキルを獲得すること、させること。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

4 諮問・答申

行人共第1498号
令和6年10月25日

行田市男女共同参画推進審議会
会 長 布 施 由 起 様

行田市長 行 田 邦 子

第5次ぎょうだ男女共同参画プランについて（諮問）

行田市男女共同参画推進条例第9条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和 年 月 日

行田市長 行 田 邦 子 様

行田市男女共同参画推進審議会
会 長 布 施 由 起

第5次ぎょうだ男女共同参画プランについて（答申）

令和 年 月 日付行人共第 号にて諮問がありました「第5次ぎょうだ男女共同参画プラン」について審議した結果、「第5次ぎょうだ男女共同参画プラン（案）」を別添のとおり取りまとめ、当審議会としてこれを答申します。

なお、プランの推進にあたっては、下記の事項に十分配慮されることを要望します。

記

- 1 社会状況の変化などに速やかに対応できるよう、必要に応じて見直しを実施すること。
- 2 推進計画を毎年検証し、プランの実効性を高めること。

第5次ぎょうだ男女共同参画プラン

令和 年 月

発 行 行田市

編 集 行田市総務部人権・男女共同参画推進課

〒361-0032 埼玉県行田市佐間3丁目23番6号

TEL 048-556-9301 FAX 048-556-9310

※この計画書は令和7年4月以降の組織名で記載しています。